

# 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和4年2月定例会

令和4年2月10日

## 目 次

令和4年2月定例会

2月10日（木曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
会期の決定	2
会議録署名議員指名	2
諸報告	3
議案上程（議第1号から議第3号）	3
提案理由の説明（広域連合長）	3
補足の説明（事務局次長、事業課長）	3
質疑	7
討論	9
採決	1 1
広域連合長あいさつ	1 2
閉会	1 3

○出席議員（13名）

2番	長谷川 幸 司 議員	3番	大 類 好 彦 議員
4番	枝 松 直 樹 議員	5番	柏 倉 信 一 議員
6番	菅 野 邦比克 議員	7番	小 関 崇 夫 議員
8番	山 尾 順 紀 議員	9番	鈴 木 君 徳 議員
11番	鈴 木 富美子 議員	12番	高 橋 篤 議員
14番	菅 井 巖 議員	15番	齋 藤 美 昭 議員
16番	吉 宮 茂 議員		

○欠席議員（3名）

1番	佐 藤 洋 樹 議員	10番	佐 藤 誠 七 議員
13番	丸 山 至 議員		

---

○説明のため出席した者

広域連合長	佐 藤 孝 弘	副広域連合長	遠 藤 直 幸
副広域連合長	中 川 勝	代表監査委員	玉 田 芳 和
事務局長	高 橋 勇	会計管理者	菊 地 育 子
事務局次長	牧 野 美和子	事業課長	伊 藤 明
総務係長	安 倍 大 樹	企画財政係長	杉 原 正 人
資格管理係長	富 樫 裕一郎	給付係長	田 中 誠

---

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	高 橋 勇	事務局次長（兼務）	牧 野 美和子
書記（兼務）	安 倍 大 樹	書記	鈴 木 咲
書記	加 藤 優 矢		

---

○議事日程第1号

令和4年2月10日（木）午後2時30分開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会期の決定
- 第 3 会議録署名議員指名
- 第 4 諸報告
- 第 5 議第1号 令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 6 議第2号 令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議第3号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

## ○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議録署名議員指名
- 日程第4 諸報告
- 日程第5 議第1号 令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第6 議第2号 令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議第3号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

---

### 午後2時30分 開議

○議長（高橋篤君） これより、2月3日 告示招集されました令和4年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、佐藤洋樹 議員、佐藤誠七 議員、丸山至 議員、以上3名です。

出席議員は、13名で定足数に達しております。なお、報道関係者から議場内での撮影の願いが出ており、これを許可しておりますので、ご了承願います。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

---

### 議席指定

○議長（高橋篤君） 日程第1 議席の指定を行います。

令和3年11月10日告示の選挙で当選された菅井巖 議員、齋藤美昭 議員の議席を定めます。会議規則 第3条 第2項の規定により、議長において議席を定めます。

現在ご着席の議席を議席とします。

---

### 会期の決定

○議長（高橋篤君） 日程第2 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

---

### 会議録署名議員指名

○議長（高橋篤君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第59条の規定により、議長において指名します。会議録署名議員に、7番 小関崇夫 議員、8番 山尾順紀 議員を指名します。

---

#### 諸報告

○議長（高橋篤君） 日程第4 諸報告を行います。

監査委員より、令和3年8月から令和4年1月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。以上で報告を終わります。

---

#### 議第1号から議第3号

○議長（高橋篤君） 日程第5 議第1号から日程第7 議第3号の議案3件は、関連がありますので一括して上程いたします。

#### 提案理由の説明

○議長（高橋篤君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（高橋篤君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第1号から議第3号までにつきましてご説明申し上げます。

議第1号令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出総額を、それぞれ6億3,008万7千円とするものであります。議第2号令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,532億5,715万6千円とするものであります。議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、令和4年度・5年度に係る新たな保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正により、賦課限度額が引き上げられることから、所要の改正を行うものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（牧野美和子君） 議長。

○議長（高橋篤君） 牧野事務局次長。

○事務局次長（牧野美和子君） 初めに、議第1号令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、ご説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。歳入、歳出予算総額は、それぞれ6億3,008万7千円とするものでございます。詳細につきましては、別冊「令和4年度当初予算に関する説明書」でご説明申し上げます。別冊の説明書をお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。3ページ及び4ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金につきましては、広域連合の運営に対し、市町村から負担していただく事務費負担金でございます。前年度より1,933万円増の6億2,933万8千円とするものであります。2款財産収入につきましては、財政調整基金の利子として、5千円を計上したところでございます。3款繰入金、4款繰越金は存目として、それぞれ1千円を計上、5款諸収入につきましては、1項預金利子に1千円を、次のページ、5ページ及び6ページになりますが、2項雑入に、派遣職員の住居借上げに係る負担金等として、74万1千円を計上しております。

次に歳出についてご説明申し上げます。7ページ及び8ページをお願いいたします。1款議会費は、議員報酬及び議会開催に係る費用弁償等を計上し、前年度同額の62万2千円といたしました。2款総務費1項総務管理費であります。1目一般管理費につきましては、財務会計システムの改修経費の計上、派遣職員人件費負担金については、新年度の派遣職員要員計画により計上した結果、一般管理費は181万1千円減の1億9,472万5千円とするものであります。9ページ及び10ページをお願いいたします。2目財政管理費は、財政調整基金の利子積立金で、5千円を計上いたしました。2項選挙費は、選挙管理委員会委員報酬4万8千円を、3項監査委員費は監査委員報酬等8万5千円を計上したところでございます。11ページ及び12ページをお願いいたします。3款民生費につきましては、特別会計の事務経費に係る繰出金であり、特別会計における診療報酬明細書電算処理経費の増などにより、前年度より2,115万9千円増の4億2,960万2千円を計上したところでございます。4款予備費につきましては、前年度同額の500万円を計上いたしました。その結果、1ページ及び2ページにありますように、令和4年度歳入歳出予算総額は、前年度比1,934万2千円、3.17%増の6億3,008万7千円となったところでございます。13ページ、14ページは特別職及び一般職の給与費明細書でございます。

以上で、議第1号令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の説明を終わります。続きまして、議第2号及び議第3号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（高橋篤君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） 続きまして、議第2号「令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」及び、議第3号「山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」についてご説明申し上げます。

初めに、議第2号令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。議案書3ページをご覧ください。第1条では、歳入歳出総額をそれぞれ1,532億5,715万6千円と定めるものです。第2条では、一時借入金の最高額を120億円と定めるものです。第3条では、歳出予算の各項の流用できる場合について定めるものです。

詳細につきましては、別冊の「令和4年度当初予算に関する説明書」によりご説明申し上げます。

別冊資料の17ページ、18ページをご覧ください。歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金について申し上げます。1項市町村負担金は、被保険者数の増加などに伴い、前年度比9億664万5千円増の262億5,346万7千円を計上しております。次に、2款国庫支出金について申し上げます。1項国庫負担金は、国が定率負担などにより拠出するものであり、前年度比7億3,638万8千円増の372億9,504万2千円を計上しております。2項国庫補助金は、広域連合間の財政力の均衡を図るために国から交付される普通調整交付金や健康診査事業などに対する国の補助金であり、前年度比9,490万3千円増の147億5,616万3千円を計上しております。次に、3款県支出金について申し上げます。1項県負担金は、県が定率負担などにより拠出するものであり、前年度比2億6,395万1千円増の129億2,178万円を計上しております。19ページ、20ページをご覧ください。4款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金から、医療給付費に対する現役世代の負担分として交付されるもので、前年度比7億6,632万1千円増の596億5,846万5千円を計上しております。次に、5款特別高額医療費共同事業交付金は、国保中央会が事業主体となり、財政調整を行い交付するもので、前年度比2,058万8千円増の9,026万9千円を計上しております。6款財産収入は、医療給付費等準備基金利子収入として、前年同額の100万円を計上しております。次に、7款繰入金について申し上げます。1項一般会計繰入金は、特別会計の事務費に充てるため、一般会計から繰入するものであり、前年度比2,115万9千円増の4億2,960万2千円を計上しております。2項基金繰入金は、保険料上昇抑制の財源として、医療給付費等準備基金から繰入するものであり、17億2,500万円を計上しております。21ページ、22ページをご覧ください。8款繰越金、9款諸収入のうち、1項延滞金、加算金及び過料、2項預金利子は、存目のみ計上しております。また、3項雑入は、損害賠償金の第三者納付金などを受入れるものであり、前年度比1,642万6千円増の1億2,636万5千円を計上しております。

次に、23ページ、24ページをご覧ください。歳出について申し上げます。1款総務費について申し上げます。1項総務管理費は、電算処理システム運用業務委託や診療報酬明細書等電算処理業務委託、窓口負担割合見直しに伴う業務、各種通知やお知らせ等の作成委託・郵送などに要する経費であり、前年度比1,606万4千円減の4億7,308万9千円を計上しております。次に、2款保険給付費について申し上げます。1項療養諸費は、令和4年度及び令和5年度の保険料率算定を基に、被保険者数の増加や1人当たりの医療給付費の増加などを考慮しております。1目療養給付費は、入院や外来、調剤などの医療給付費であり、2目療養費は、接骨院などの柔道整復や、はり・きゅう・マッサージ及び補装具などであり、25ページ、26ページに移りますが、前年度比30億8,040万4千円増の1,496億2,713万4千円を計上しております。2項審査支払手数料は、レセプト審査業務及び医療機関への支払事務に係る手数料であり、処理単価の増加などにより前年度比2,246万円増の4億760万5千円を計上しております。3項高額療養

諸費は、1目高額療養費として、医療費の自己負担額が、限度額を超えた場合に支給するものであり、また、2目高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、限度額を超えた場合に支給するものであります。医療の高度化などにより1件当たりの医療費が増加しており、前年度比4,232万8千円増の12億660万8千円を計上しております。4項その他医療給付費は、1目葬祭費、2目傷病手当金であります。被保険者数の増加に伴い前年度比2,685万円増の6億5,045万円を計上しております。27ページ、28ページをご覧ください。3款特別高額医療費共同事業拠出金について申し上げます。この拠出金は、高額医療費の発生による保険者の財政運営の安定化を図るため、レセプト1件当たり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、全国で財政調整を行い交付されるものであり、国保中央会へ拠出するものです。これまでの実績に基づき、前年度比2,058万8千円増の9,041万9千円を計上しております。次に、4款保健事業費について申し上げます。保健事業費は、被保険者の健康寿命の延伸及び健康保持増進を図るため、各種保健事業の実施などに要する経費を計上しております。1項1目健康診査費は、市町村に委託し実施している健康診査に要する経費などであり、2目その他健康保持増進費は、歯周疾患検診事業や健康保持増進のためのテレビCMなどの広報活動、また、第2期保健事業実施計画の中間評価を踏まえまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業や、各訪問指導事業など、保健事業を推進するための経費を計上しており、29ページ、30ページに移りますが、前年度比1億7,481万5千円増の7億7,755万円を計上しております。5款基金積立金は、医療給付費等準備基金の利子積立金であり、前年度と同額の100万円を計上しております。6款諸支出金は、保険料還付金、還付加算金、償還金であり、前年度と同額の1,830万1千円を計上しております。7款予備費は、前年度と同額の500万円を計上しております。その結果、15ページ、16ページにありますように、令和4年度歳入歳出予算の総額は前年度比33億5,138万1千円、2.23%増の1,532億5,715万6千円となったところでございます。31ページ、32ページは、給与費明細書であります。

以上が、議第2号「令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の説明であります。

続きまして、議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書、5ページをご覧ください。令和4年度及び令和5年度の保険料率を定めるとともに、政令の一部改正により保険料の賦課限度額が引き上げられることから、併せて所要の改正を行うものであります。第10条の所得割率につきまして、年度を「令和2年度及び令和3年度」から「令和4年度及び令和5年度」とし、所得割率を0.0868から0.0880に改めるものであります。第11条の被保険者均等割額につきまして、金額は、現行と同額になりますので、年度を「令和2年度及び令和3年度」から「令和4年度及び令和5年度」に改めるものであります。第12条につきまして、保険料の賦課限度額を現行の64万円から66万円に改めるものであります。施行期日は、令和4年4月1日であります。



以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋篤君） 以上で提案者の説明は終わりました。

#### 質疑

○議長（高橋篤君） これより質疑に入ります。

ただいま上程された議案3件に対し、ご質疑ありませんか。

○7番（小関嵩夫君） 議長。

○議長（高橋篤君） 7番 小関崇夫議員。

○7番（小関嵩夫君） 提案は一括提案なりでしたが、審議も一括ですか。採決はどうするのですか。

○議長（高橋篤君） 議案ごとに採決します。よろしいですか。

○7番（小関嵩夫君） 議長。

○議長（高橋篤君） 7番 小関崇夫議員。

○7番（小関嵩夫君） 質疑は議案ごとですか。一括ですか。

○議長（高橋篤君） ただいま申し上げましたが、上程された議案3件に対してご質疑ありませんかと申し上げました。

○7番（小関嵩夫君） 質疑一括ですか。

○議長（高橋篤君） はい。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（高橋篤君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 全員協議会でも確認しましたが、基金繰入金がこの度17億2,500万円となっております。2ヶ年で34億5,000万円ということで、現在の残高が39億円ですので、その範疇に入ります。その後、令和3年度決算を経て約10億5,000万円がまた新たに入ってくるという状況で保険料率を計算する上で、この基金繰入をもう少し増やすべきではないか、増やすことができなかつたのかお聞きしたいです。1人当たりの賦課額が前年度比1,161円増ということで、これに被保険者数をかけると、約2億5,000万円の増でないかと思います。繰入金

を増やすことで保険料率を据え置き、または引き下げというようなことが検討できなかったのかとお聞きします。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（高橋篤君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） ご質問にお答えします。基金からの繰入額についての質問かと思いますが、基金につきましては、剰余金を積立てて、保険料の上昇抑制のために使うということもございますが、医療給付費等の不測の事態が生じた場合に、そちらを補填するという大事な役割も持っております。広域連合としましては、制度の安定的な運営を進めていくため、基金の給付費に対しての備えの部分も考えているところがありますので、今回につきましては、令和2年度・3年度の剰余金に相当する金額を算定に繰り入れたということをございます。ぜひご理解をいただきたいと思いません。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（高橋篤君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 医療給付費については安定的にみているというのはわかります。約9割、91%程度で毎年給付がされています。コロナ禍ということで、高齢者の生活実態は非常に厳しいものがあります。そこを鑑みて算定するのが相応しいのではないかというのが私の意見です。答弁はいいませんが、算定の根拠についてはそのようにすべきだというのが私の考えです。

○議長（高橋篤君） 他にご質疑ございませんか。

○7番（小関嵩夫君） 議長。

○議長（高橋篤君） 7番 小関崇夫議員。

○7番（小関嵩夫君） 議第2号、議案書4ページの特別会計歳入1款1項市町村負担金、262億5,300万円。この中には加入者から徴収する保険料も、自治体負担分も両方あると思いますが、その区分けはできないのですか。収入の内訳です。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（高橋篤君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） お答えいたします。別冊の令和4年度当初予算に関する説明書の18ペー

ジに関係するご質問かと思えます。歳入の市町村負担金の262億円の中身については、18ページに保険料についての負担金、療養給付費等に係る負担金の明細を載せておりますのでご確認いただければと思えます。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（高橋篤君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 改めて確認したいと思います。予算に関する説明書の27ページ、28ページのその他健康保持増進費で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務委託料ですが、先程の説明では準備が整った市町村から順次始めるということでしたが、令和4年度予定の15市町村は、令和4年4月から実施がされるのかということの確認と、よろしければ15市町村の自治体名をお教えいただければと思えます。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（高橋篤君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業についてですが、令和3年度中にさまざまな話し合いをさせていただいております。内容が整いましたら順次進めていただくよう考えているところでございます。市町村名につきましては、令和3年度からの実施は3市町ございまして、天童市、村山市、金山町でございます。令和4年度から実施していただくところは12市町ございまして、酒田市、鶴岡市、庄内町、寒河江市、河北町、山辺町、白鷹町、南陽市、高島町、川西町、飯豊町、米沢市でございます。以上です。

○議長（高橋篤君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

#### 討論

○議長（高橋篤君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（高橋篤君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 議第2号及び議第3号について、またそれに係る保険料率引き上げについて同意できませんので反対理由を述べさせていただきたいと思ひます。まず、被保険者の生活実態を巡る状況について、今年10月からは75歳以上の医療費窓口負担は2割とされようとしています。対象者は、全国では後期高齢者医療保険制度加入者の約2割で370万人、本県においては、資料に示された通り約2万7千人で13.9%の方々に負担増が予測されています。国会審議でもこの2割負担導入による現役世代の負担軽減効果はわずかであるということと、一方でコロナ禍で窓口の負担増による対象者の受診控えの懸念が指摘されていることで中止を求める声も上がっています。

また、厚労省は2022年度の公的年金について、前年度比0.4%引き下げを発表しております。引き下げは2年連続となり、安倍政権、菅政権、岸田政権と10年間の政権下で、公的年金の金額は実質6.6%削減され、その上現在は相次ぐ食品の値上げ、ガソリン、灯油、電気代など、日常生活に関わる物価が上昇しております。今朝の全国紙の新聞で見つけた記事に、75歳男性の投稿が目にとまりました。買い物で居合わせた女性客にお年を尋ねたら90歳と答えられ、その方から「長生きするのも大変だよ」と、年金が低いかからお金のことをいつも心配して生活をしなければならないという声を取り上げられていました。年金の削減、物価上昇など、生活実態の痛みが訴えられる投稿内容でした。こうした実態が被保険者の皆さんの声だと思ひます。

保険料率の算定にあたっては剰余金として積み立てられている基金の中から一定の繰り入れを行って負担増を抑える努力はされていますが、この度の提案で、所得割の引き上げによって1人当たり1,161円の負担増が生じます。今後もコロナ禍が長引き制約を受ける中で、受診抑制による医療給付費への影響や保健事業の制約による保健事業費への影響も考えられ、財政見通しに当局においては苦勞されていると思ひますが、先程述べた被保険者を巡る実態を受けて、保険料率の引き下げ、もしくは据え置きが必要だと考えます。後期高齢者医療制度の発足当時の後期高齢者の負担率は10%でしたが、2年ごとの見直しのたびに負担率が引き上げられ、この度は11.72%となっている現状があります。団塊の世代の移行で被保険者数が増加していくことが必然とされているもとので、負担率を上げて保険料負担増を続けていいのかという問題があります。高齢者人口が多い本県として、地方に暮らす高齢者の生活を維持するためにも、後期高齢者医療制度の根本的矛盾の解決を国に強く求めていくことを訴え、同意できませんので反対いたします。

○議長（高橋篤君） 他に討論ありませんか。

○7番（小関嵩夫君） 議長。

○議長（高橋篤君） 7番 小関崇夫議員。

○7番（小関嵩夫君） 議第2号及び議第3号について反対討論を申し上げます。国から11.72%と枠をはめられますから、総医療費が増えれば保険料の負担も自動的に増えるわけですが、今の討論にもありましたように、いかに加入者の負担を少なくするか、守るかが大事だと思ひます。そこで保険料率ですが、今回0.12%の率を上げるという提案でしたが、これは10,000分の

12です。これを必要保険料、均等割と所得割に勘案して私のはじき出しました。0.12%でどのくらいの保険料の増収が見込まれるか算出したところ752万円でした。752万円を抑えれば負担率を上げる必要はないのです。このお金は、私達個人にとっては大金ですが、19万人の組織の特別会計にとってはかなり小さなものです。毎年剰余金が30数億円、前回の決算では77億円です。これに比べれば752万円は些細なものです。小さく保険料率の値上げをしなくても充分やっつけられると思います。そして、国・県・市町村も負担を多くしていますね。ありがたいことです。そこに付度したわけではないでしょうが、そういうこともあって所得割の比率を上げたのではないかと想像します。しかし、今回は窓口負担割合が2割になる方が14%ほど出てきて、その分広域連合の負担が減になるわけです。こういうご時世でもありますので、少しでも値上げになるようなものを止めるべきだと思います。さらに付け加えると、議第3号の条例改正ですが、これも国からの指示がないということです。最高負担額が66万円というのですが、高額所得の人はもっと負担してもらってもいいのではないかと思うのです。例えば、年収1千万円の人でも66万円で、8.8%。県内には多くないと思いますが、年収1億円の人と同じも66万円です。これは理不尽なものがあると思います。よってこの条例改正案についても承服しがたいので反対討論とします。以上です。

○議長（高橋篤君） 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

#### 採決

○議長（高橋篤君） これより採決します。

初めに日程第5 議第1号令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋篤君） ご着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第5 議第1号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋篤君） 次に日程第6 議第2号令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋篤君） ご着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第6 議第2号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋篤君） 次に日程第7 議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋篤君） ご着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第7 議第3号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋篤君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

---

#### 広域連合長あいさつ

○議長（高橋篤君） この際、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（高橋篤君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 広域連合議会2月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の2月定例会に提案いたしました各案件について、慎重なるご審議を賜り、それぞれご決議をいただきまして、誠にありがとうございました。後期高齢者医療制度は、施行からまもなく14年が経過し、制度は定着してきているものと考えておりますが、今後、更なる高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上となり、被保険者の増加が見込まれております。また、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される状況は依然として続きますが、被保険者の方々が安心して医療が受けられるよう、制度運営に努めるとともに、保健事業の充実により、被保険者の方々の健康寿命の延伸及び健康の保持増進をより一層進めていく必要がございます。

当広域連合といたしましても、市町村や関係機関との連携を密にしながら、今後とも制度の安定的かつ健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆さまにおかれましては、今後とも後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（高橋篤君） 以上で、令和4年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時20分 閉会

---

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長            高橋   篤

署名議員        小関   崇夫

署名議員        山尾   順紀



